③ 麻薬等原料輸入(輸出)業者業務変更届について

1. 届出している業務内容に変更が生じたときは、変更届が必要です。

具体的には

- (1) 麻薬等原料営業所の名称が変更になった場合。
- (2) 取り扱う麻薬向精神薬原料の品名が増えた又は減った場合。
- (3) 麻薬等原料営業所の住所は変わらないが、本社(本店)の住所が変更になった場合。
- (4) 氏名欄の会社名が変更になった場合。
 - A. 単に会社名が変更になった場合 →変更届
 - B. 相手方を吸収して存続会社となり、会社名が変更になった場合 →変更届
 - C. 元の法人が解散した、吸収された場合 → <u>廃止届及び新規届</u>

等です。

なお、

- (5) 麻薬等原料営業所の所在地が変更になった。
- (6) 営業所の所在地と、本社(本店)住所が同一で、本社、営業所共、住所変更になった。
- (7) 元の法人が解散した、吸収されたという理由で会社名が変更になった。

等の場合は、変更届ではなく、<u>一旦廃止届を提出し、新規に届出</u>をしていただくことになります。また、代表取締役が替わった、担当者が替わった、等の場合は届出の必要はありません。

- 2. 変更届に必要な書類(変更内容により、必要な書類が変わります)
 - * 麻薬等原料輸入(輸出)業者業務変更届(別添様式をご利用下さい)

2部

* 変更後の登記簿謄本またはその写し(但し3ヶ月以内に発行されたもの)

1部

* 受理証明書原本(コピー可、コピーを送付する場合は、後日返納すること)

* 返信用封筒【受理証明書を郵送での受取りを希望する方】

1枚

簡易書留以上の返信手段(宛先を明記の上、A4サイズ以上の封筒、送料は自己負担です。)

- 3. 記載方法
 - (1) A4規格の別添様式を用いて、記載例を参考に記載して下さい。
 - * なお、当該手引きをFAXで入手した方は、インク消しを用いて、再度コピーする等して、<u>FAXした</u> 痕が無い用紙を使用して下さい。
 - (2) 取り扱う麻薬向精神薬原料の品名欄には、変更後の品名すべてを記載して下さい。業務の届出年月日は、業務届出年月日(受理証明書に記載されている届出年月日)を記載して下さい。また、麻薬向精神薬原料の品名は、商品名ではなく、化学名(例:メチルエチルケトン、アセトン、トルエン、硫酸)を記載して下さい。
 - (3) 備考欄には、

業務の届出年月日 〇〇年〇月〇日

変更年月日 社名変更の場合はその日

取扱品目変更の場合は変更届の提出日

変更の事由 例)社名が乙帝

例) 社名が乙商事から甲商社に変更の為、取扱品目が増えた為 (変更前の届出事項を記載する)

を記載して下さい。

(4) 住所欄の記載事項

登記簿記載の本店の所在地(外国に本店がある場合、日本における支店)

(5) 氏名欄

名称(商号)及び代表者(最高責任者)の氏名

- * なお、個人の場合は、住民票記載事項を、外国人の場合、外国人登録証記載事項を記載して 下さい。
- (6) 欄外には、届出事業所等の連絡担当者の所属・氏名・電話番号・FAX番号を記載して下さい。

(変更の場合の記載例)

別記第37号様式(第45条の2関係) ↓輸入又は輸出を記載

麻薬等原料……業者業務変更届

英本英语似带来示	所在地	東京都○○区××1-2-3 ☆☆ビル	
麻薬等原料営業所	名 称	◇△株式会社 □▽支店	
取り扱う麻薬 向精神薬原料の品名		アセトン、メチルエチルケトン	
備考		業務の届出年月日 ○ 年 △ 月 ◇ 日 変更年月日 ● 年 ▲ 月 ◆ 日 変更の事由 取扱品目が増えた為 (変更前の届出事項 アセトン)	

上記のとおり、変更を届け出ます。

令和 年 月 日 ←日付は届出日(郵送の場合は投函日)を記載

↓登記簿の本店の所在地を記載

住 所 **東京都☆☆区△▽3-4-5**

氏 名 ◇△株式会社

代表取締役 麻薬 太郎

↓業務所の所在地を管轄する厚生局名を記載

関東信越 厚生局長 殿

担当者 〇〇部 麻薬次郎

TEL: 03 (XXXX) XXXX FAX: 03 (XXXX) XXXX

麻薬等原料

業者業務変更届

麻薬等原料営業所	所在地			
	名 称			
取り扱う麻薬向原料の				
備考				
上記のとおり、変更を届け出ます。				
令和 年 月 日				
住所				
氏 名				
厚生(支)局長 殿 担当者				
;→ → ⊔				

担当者		
TEL:	()
DAV.	()